



第125回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）

午前10時 受付開始：午前9時

開催場所

品川プリンスホテル
メインタワー24階 クリスタル24
東京都港区高輪四丁目10番30号

議案

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役14名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 社外取締役の報酬等の額改定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件 |

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7276/>



株式会社小糸製作所

証券コード：7276

経営理念

わが社は「光」を基本テーマとして顧客ニーズを創造し、社会の進歩発展に貢献する

わが社は従業員が希望をもって描く夢の実現に向かって前進する

わが社は社会の一員として社会の共存共栄に資する

企業メッセージ

安全を光に託して
人とクルマの安全は私たちの願い

KOITO VISION

～人と地球の未来を照らす～

企業基盤の強化

「ものづくり・人づくり」の強化・革新、
BCP体制・コーポレートガバナンスの充実

持続的な成長

魅力ある製品のいち早い市場投入

[照明機器事業]
世界をリードする先進技術開発・
新規受注拡大

[モビリティ新規事業]
安全な次世代モビリティ社会に
貢献する新規事業創出

地球・社会との共生

社会に求められる企業

[地球環境]
製品ライフサイクルでの
環境負荷低減

[人・企業風土]
価値観の尊重、
挑戦し続ける風土・制度づくり

「スマート招集」サービスについて



当社では、株主さまとのコミュニケーションの更なる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、パソコン・スマートフォンでご覧いただける「スマート招集」サービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードよりアクセスいただき閲覧ください。



<https://p.sokai.jp/7276/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



目次

第125回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役14名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 社外取締役の報酬等の額改定の件	
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の割当てのための報酬 改定の件	
事業報告	23
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人に関する事項	
5. 会社の支配に関する基本方針	
計算書類等	45
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
貸借対照表	
損益計算書	
監査報告	49

2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株主各位

東京都品川区北品川五丁目1番18号
住友不動産大崎ツインビル東館
株式会社小糸製作所
取締役社長 加藤 充明

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト「株主総会」ページ

<https://www.koito.co.jp/ir/info/generalmeeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

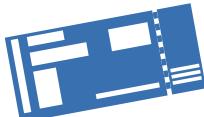


（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード「7276」を
入力・検索し、「基本情報」「総覧書類／PR情報」を順に選択してご確認ください。）

敬具

議決権行使のご案内

当日ご出席
される方へ



株主総会当日は議決権行使書用紙をご持参い
ただき、会場受付にご提出ください。また、
当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持
参くださいますようお願い申し上げます。

書面により
議決権を
行使される方へ



議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
総会日前日の**2025年6月26日（木曜日）午
後5時まで**に到着するようご返送ください。

インターネットにより
議決権を
行使される方へ



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、**2025年6
月26日（木曜日）午後5時まで**に賛否をご
入力ください。

記

- 日 時** 2025年6月27日（金曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時
- 場 所** 品川プリンスホテル メインタワー24階 クリスタル24
東京都港区高輪四丁目10番30号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照願います。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 第125期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第125期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 社外取締役の報酬等の額改定の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

以上

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。

ただし、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

＜お体が不自由な株主さま、障がいのある株主さまへ＞

車椅子のサポート、株主席やお手洗いへの誘導等のお手伝いをいたしますので、当社係員に声をお掛けください。

＜株主総会のお土産に関するお知らせ＞

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。



株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席されない方



インターネットでご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

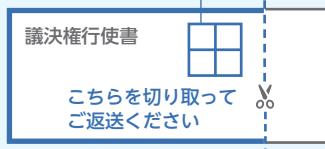
議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は次頁をご覧ください

郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください



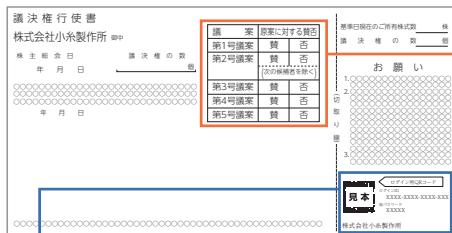
行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入のご案内



インターネットによる議決権行使に必要となる、QRコード及びログインIDと仮パスワードが記載されております。

*議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うことさせていただきます。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第3号議案

第4号議案 第5号議案

●賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印

●否認する場合 ▶「否」の欄に○印

第2号議案

●全員賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印

●全員否認する場合 ▶「否」の欄に○印

●一部の候補者を否認する場合
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

招集ご通知がスマホでも！



スマートフォン、タブレットからでも招集ご通知の閲覧や議決権行使ができます。



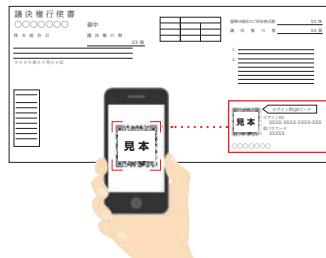
<https://p.sokai.jp/7276/>

→インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主の皆様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な成長に向けた事業投資により、企業価値の更なる向上に取り組むとともに、株主の皆様への利益還元の充実を図っております。また配当につきましては、当期業績及び経営環境等を総合的に勘案した安定的かつ継続的な配当を基本方針としております。

上記方針を踏まえ検討いたしました結果、当期末の配当金につきましては、前年同期と同額の1株につき28円とさせていただきたく存じます。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、前期に比べ3円増配の1株につき56円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金28円

総額 7,944,902,700円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

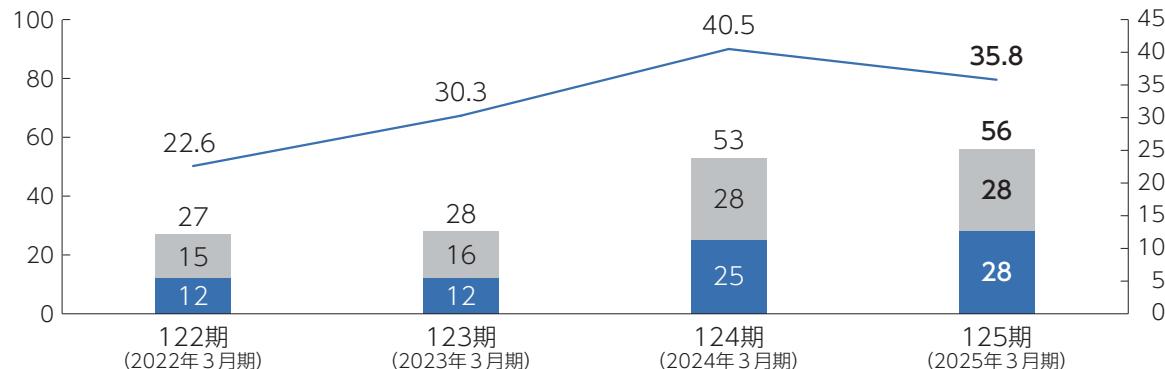
2025年6月30日

〈ご参考〉 1株当たりの配当金の推移

(単位:円)

■ 期末 ■ 中間期 — 連結配当性向

(単位: %)



(注) 2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

配当金の額は、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

第2号議案

取締役14名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を4名（うち社外取締役1名）増員し、新たに取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	おおたけ まさひろ 大嶽 昌宏	(1947年3月15日生)	所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	再任 175,200株 12回中12回 100%
-------	---	--------------------	---------------	--------------------------	--------------------------------

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社	2005年 6月 当社取締役副社長
1987年 6月 当社取締役	2007年 6月 当社取締役社長
1993年 6月 当社常務取締役	2015年 6月 当社取締役会長（現在）
1999年 6月 当社専務取締役	

▶ 取締役候補者とした理由

大嶽昌宏氏は、社長を歴任するなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。

同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号	2	かとう みちあき 加藤 充明	(1959年6月23日生)	所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	再任 27,600株 12回中12回 100%
-------	---	-------------------	---------------	--------------------------	-------------------------------

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社	2012年 6月 当社常務執行役員
2004年10月 当社欧米部長	2013年 6月 当社取締役常務執行役員
2005年 6月 当社取締役	2017年 6月 当社専務取締役
2011年 6月 当社常務取締役	2021年 6月 当社取締役社長（現在）

▶ 取締役候補者とした理由

加藤充明氏は、社長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。

同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として再任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号	3	うちやままさみ 内山 正巳	(1959年5月12日生)	所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	再任 14,800株 12回中11回 92%
-------	---	------------------	---------------	--------------------------	------------------------------

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2012年 6月 当社取締役常務執行役員
2005年 6月 当社人事部長	2017年 6月 当社専務取締役
2007年 6月 当社取締役	2021年 6月 当社取締役副社長（現在）
2011年 6月 当社常務取締役	生産本部長、静岡工場長、航空機器事業部長、 国際本部・サステナビリティ推進室・ 静岡総務部・物流部・安全環境部・ 生産管理部・電子製造部担当（現在）

▶ 取締役候補とした理由

内山正巳氏は、当社入社以来、生産本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。
同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号	4	こながやひではる 小長谷 秀治	(1963年6月17日生)	所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	再任 36,400株 12回中12回 100%
-------	---	--------------------	---------------	--------------------------	-------------------------------

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社	2015年 6月 当社取締役常務執行役員
2006年 4月 当社経理部長	2017年 6月 当社専務取締役
2009年 6月 当社取締役	2023年 6月 当社取締役副社長（現在）
2012年 6月 当社執行役員	調達本部長、経理本部・総務部担当（現在）
2013年 6月 当社常務執行役員	

▶ 取締役候補とした理由

小長谷秀治氏は、当社入社以来、経理本部長、調達本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。
同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号

5

とよた じゅん
豊田 淳

(1959年8月24日生)

再任

16,000株

12回中11回 92%

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社
2005年 1月	Koito Europe NV (KENV) 取締役
2005年 6月	当社取締役
2012年 6月	当社執行役員
2013年 6月	当社常務執行役員
2015年 6月	North American Lighting, Inc. (NAL) 取締役社長

2017年 6月	当社取締役常務執行役員
2021年 6月	当社専務取締役
2022年 6月	当社専務執行役員
2023年 6月	当社専務取締役 (現在) 営業本部長 (現在)

▶ 取締役候補者とした理由

豊田淳氏は、当社入社以来、国際本部長、営業本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。

同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として再任をお願いするものであります。

候補者番号

6

くさかわ かつゆき
草川 克之

(1956年7月30日生)

再任

29,100株

12回中12回 100%

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	トヨタ自動車工業株式会社 (現トヨタ自動車株式会社) 入社
2009年 1月	米国トヨタ出向
2011年 3月	当社常勤顧問
2011年 6月	当社常務取締役

2012年 6月	当社取締役常務執行役員
2019年 6月	当社専務取締役 (現在) 経営企画部・コンプライアンス推進室・ 人事部・原価管理部担当 (現在)

▶ 取締役候補者とした理由

草川克之氏は、当社入社以来、技術本部副本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、取締役として当社の経営に携わり、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。

同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として再任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号	7	かつだ たかゆき 勝田 隆之	(1962年12月2日生)	所有する当社株式の数	新任 18,500株
-------	---	-------------------	---------------	------------	---------------

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	トヨタ自動車株式会社入社	2022年 6月	当社常務執行役員
2010年 1月	同社レクサスセンター チーフエンジニア	2023年 6月	当社専務執行役員(現在)
2016年 4月	当社常勤顧問		技術本部長・モビリティ戦略部・品質保証部・研究所・技術管理部担当(現在)
2016年 6月	当社常務執行役員		
2019年 6月	当社取締役常務執行役員		

▶ 取締役候補者とした理由

勝田隆之氏は、当社入社以来、技術本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。
同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	8	しばた えいすけ 柴田 英祐	(1977年3月10日生)	所有する当社株式の数	新任 2,000株
-------	---	-------------------	---------------	------------	--------------

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月	当社入社	2019年 6月	当社執行役員
2016年 4月	当社米州部主管	2021年 6月	当社常務執行役員
2019年 4月	当社北米部長	2023年 6月	当社専務執行役員 (現在) 国際本部長、北米部長 (現在)

▶ 取締役候補者とした理由

柴田英祐氏は、当社入社以来、国際本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。
同氏の知識・経験を当社経営に反映いただくため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

おおたけ たかひと
大嶽 孝仁

(1977年10月5日生) 所有する当社株式の数

新任

4,100株

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年 4月	大和証券SMBC株式会社入社	2019年 6月	当社執行役員
2008年10月	Daiwa Capital Markets Singapore Limited 出向	2021年 6月	当社常務執行役員
2015年 4月	大和証券株式会社 グローバル・エクイティ・セールス第一部次長	2023年 6月	当社専務執行役員（現在） 経理本部長、広報室担当（現在）
2019年 1月	当社常勤顧問		

▶ 取締役候補者とした理由

大嶽孝仁氏は、当社入社以来、経理本部長を務めるなど豊富な経験と高い識見を持ち、当社業績及び企業価値向上に大きく貢献しております。

同氏の知識・経験を当社経営に反映いただきため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

うえはら はるや
上原 治也

(1946年7月25日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

12回中12回 100%

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月	三菱信託銀行株式会社 (現三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社	2012年 4月	同社最高顧問
1996年 6月	同社取締役	2013年 6月	当社社外取締役（現在）
1998年 6月	同社常務取締役	2018年 7月	三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問（現在）
2001年 6月	同社専務取締役		
2002年 6月	同社取締役副社長		
2004年 4月	同社取締役社長		
2005年10月	三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長		
2008年 6月	同社取締役会長		

(重要な兼職の状況)

三菱UFJ信託銀行株式会社 特別顧問

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上原治也氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の特別顧問であり、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として再任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号	11	さくら い きん ご 櫻井 欣吾	(1943年5月5日生)	再任	社外	独立役員
				所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	20,000株 12回中12回	100%

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 3月 公認会計士資格取得
1983年 6月 当社会計監査人
2009年 6月 当社会計監査人 退任

2009年 7月 当社顧問（非常勤）
2017年 6月 当社社外取締役（現在）

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

櫻井欣吾氏は、公認会計士であり、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として再任をお願いするものであります。

櫻井欣吾氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として、財務・会計関係業務に精通しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

候補者番号	12	い が ら し ち か 五十嵐 チカ	(1971年3月26日生)	再任	社外	独立役員	女性
				所有する当社株式の数 取締役会への出席状況	0株 12回中12回	100%	

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 弁護士登録
都内法律事務所入所
2006年 7月 あさひ法律事務所
(現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)
入所（現在）

2007年 6月 ニューヨーク州弁護士登録
2022年 6月 当社社外取締役（現在）
（重要な兼職の状況）
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー 弁護士

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十嵐チカ氏は、弁護士であり、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として再任をお願いするものであります。

五十嵐チカ氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、国内外における企業法務に長年携わり、企業法務に関わる高度な法的専門性及び国際感覚を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

五十嵐チカ氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーであり、当社は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業との間に法律業務を委託する取引関係がありますが、当社は同事務所との間で顧問契約等は締結しておりません。

当社が過去3事業年度の平均で西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(同事務所と共同事業を営む弁護士法人西村あさひ法律事務所を含みます。)に支払った弁護士報酬は、当社の売上高の1%未満、同事務所の総収入の2%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれではなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

候補者番号

13

たなか りさ
田中 里沙

(1966年11月14日生)

再任

社外

独立役員

女性

0株
10回中10回 100%

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	株式会社宣伝会議入社
2008年11月	同社取締役副社長兼編集室長
2014年 6月	日本郵便株式会社社外取締役
2016年 4月	学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学学長(現在)
2020年 3月	株式会社ブロードリーフ社外取締役
2021年 4月	国立大学法人三重大学理事(非常勤)・ 副学長(現在)

2021年 6月	井村屋グループ株式会社 社外取締役(現在)
2024年 6月	当社社外取締役 (現在) 綜合警備保障株式会社 社外取締役(現在)
	株式会社秋田銀行社外取締役(現在)
	(重要な兼職の状況)
	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学 学長 井村屋グループ株式会社 社外取締役 綜合警備保障株式会社 社外取締役 株式会社秋田銀行 社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中里沙氏は、広報・広告・マーケティングの専門誌「宣伝会議」の取締役副社長、編集室長を歴任するほか、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学の学長、国立大学法人三重大学の理事・副学長、国土交通省、総務省などの審議会等委員を務めるなど、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として再任をお願いするものであります。

田中里沙氏は、綜合警備保障株式会社の社外取締役であり、当社は、綜合警備保障株式会社との間に警備業務等を委託する取引関係がありますが、当社が過去3事業年度の平均で綜合警備保障株式会社に支払った額は、当社の売上高の1%未満、同社の売上高の2%未満であるため、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

(注) 田中里沙氏は、2024年6月27日開催の第124回定時株主総会で選任されたため、取締役会への出席回数が他の取締役と異なります。

候補者番号

14

かわた よしまさ
川田 善正

(1963年8月25日生)

所有する当社株式の数

新任

社外

独立役員

0株

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	大阪大学工学部助手
1997年 4月	静岡大学工学部助教授
2005年 4月	国立大学法人静岡大学工学部教授
2013年 4月	国立大学法人静岡大学大学院工学研究科教授 国立大学法人静岡大学電子工学研究所教授
2015年 4月	国立大学法人静岡大学学術院工学領域教授 国立大学法人静岡大学副工学部長

2017年 4月	国立大学法人静岡大学工学部長
2021年 4月	国立大学法人静岡大学学術院工学領域長
2025年 4月	国立大学法人静岡大学理事・副学長 (現在)
	(重要な兼職の状況)
	国立大学法人静岡大学電子工学研究所副所長 一般社団法人日本光学会 代表理事 一般社団法人レーザー学会 常務理事

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川田善正氏は、国立大学法人の理事・副学長を歴任し、長年に渡り国立大学工学部教授、大学院教授、研究所・学術院の教授を務めるなど、多くの技術面・人材育成における知識を有することから、同氏の知識・経験を当社経営に反映いただき、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

川田善正氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長きにわたり教育者として大学教育及び経営に携わるほか、高度な専門知識を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上原治也氏、櫻井欣吾氏、五十嵐チカ氏及び田中里沙氏は、社外取締役の候補者であります。また、川田善正氏は新任の社外取締役候補者であります。
3. 上原治也氏、櫻井欣吾氏、五十嵐チカ氏及び田中里沙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出であります。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
また、川田善正氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 上原治也氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間、櫻井欣吾氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年間、五十嵐チカ氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年間、田中里沙氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に發揮することができるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
社外取締役候補者である上原治也氏、櫻井欣吾氏、五十嵐チカ氏及び田中里沙氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
また、社外取締役候補者である川田善正氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。
各候補者が取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、次回更新時には、同様の内容での更新を予定しています。

〈ご参考〉取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者番号	氏名	企業経営	営業・調達	技術・研究	生産・品質・安全環境	海外事業	財務・会計	法務・リスク管理
1	大嶽 昌宏	○	○			○	○	○
2	加藤 充明	○	○			○		○
3	内山 正巳	○	○		○	○		○
4	小長谷 秀治	○	○			○	○	○
5	豊田 淳	○	○			○		○
6	草川 克之	○		○		○		○
7	勝田 隆之	○	○	○	○			○
8	柴田 英祐	○	○			○		○
9	大嶽 孝仁	○				○	○	○
10	上原 治也	○				○	○	○
11	櫻井 欣吾						○	○
12	五十嵐 チカ					○		○
13	田中 里沙	○	○					○
14	川田 善正			○				○

(注) 上記一覧表は、取締役候補者が有するすべての知見を表すものではありません。

株主総会参考書類

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者	しのはら ひでの 篠原 英雄	(1965年2月15日生)	再任	社外	独立役員
			所有する当社株式の数	0株	

▶ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年2月 公認会計士資格取得

1994年1月 公認会計士篠原英雄事務所 開業（現在）

2017年6月 当社補欠監査役（現在）

▶ 補欠の社外監査役候補とした理由

篠原英雄氏は、公認会計士であり、同氏の知識・経験を当社監査体制の充実に反映いただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

篠原英雄氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として、財務・会計関係業務に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注）1. 篠原英雄氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

（1）篠原英雄氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしておりますので、社外監査役に就任した場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

（2）社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に發揮することができるよう、現行定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

篠原英雄氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

（3）社外監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に因る責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

篠原英雄氏が社外監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、次回更新時には、同様の内容での更新を予定しています。

第4号議案**社外取締役の報酬等の額改定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の当社第119回定時株主総会において、年額15億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）としてご承認をいただきしており、これに加え、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、2015年6月26日開催の当社第115回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内とご承認をいただき、現在に至っております。

今般、取締役会の監督機能強化（コーポレート・ガバナンス強化）を図るため、社外取締役を1名増員することに伴い、取締役の報酬等の額を現行の年額15億円以内に据え置いたうえで、そのうち社外取締役分を年額1億円以内に改定したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は14名（うち社外取締役5名）となります。

株主総会参考書類

第5号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付 株式の割当てのための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の当社第119回定時株主総会において、年額15億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）としてご承認をいただきしており、これに加え、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、2015年6月26日開催の当社第115回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内とご承認をいただき、現在に至っておりますが、第4号議案「社外取締役の報酬等の額改定の件」が原案どおり承認可決されると、当社の取締役の報酬等の額は年額15億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を從来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることをいたしたいと存じます。

つきましては、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、これに代わるものとして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5億円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.1%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.04%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告38頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されると、取締役は14名（うち社外取締役5名）となります。

※当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数320,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）に

株主総会参考書類

つき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退

職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

第5号議案が原案どおり承認可決された場合の、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要

取締役の報酬は、月毎に支払う固定報酬及び業績連動報酬、株式報酬からなる報酬制度を導入しております、その割合を含め役員報酬に関する社内基準に基づき、会社業績、株主配当水準、他社の報酬水準、従業員の給与水準といった要素に加え、取締役の経営能力、功績、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

固定報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定し、役職別に上限額と下限額、役職格差、役職内年次差等を設定し、報酬額を算出しております。

業績連動報酬につきましては、各事業年度における売上高・利益等の業績評価、取締役各人の貢献度等を指標として目標・実績も含め総合的に勘案することが重要であると考え、評価、決定しております。

株式報酬は、固定報酬と業績連動報酬の報酬額を基準に、各事業年度におけるTSR (Total Shareholder Return : 株主総利回りに関して、予め設定した比較集団と当社実績の比較値) 、及びESG (環境、社会、ガバナンスの各当社目標に対する達成等の度合い) を指標として決定することとしております。

報酬等を決定するに当たっての方針、及び取締役個々の報酬を決定するに当たっての方針等は、取締役会から報酬委員会に諮問することとしております。

報酬委員会の審議・決定を踏まえ、取締役個々の報酬につきましては、取締役会にて決定することとしております。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及び成果

当期における経済情勢は、日本での企業収益及び雇用・所得環境の改善や、米国での堅調な個人消費等を背景に緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、中国経済の失速や、各国での物価高騰に対する金融引き締めの影響、資源価格の高止まりや地政学的リスクもあり、総じて先行き不透明な状況で推移しました。

世界の自動車生産台数は、中国でのEV化進展による日本車の販売不振、日本での自動車メーカーの認証問題の影響継続、タイやインドネシアでの金利上昇・ローン審査厳格化などもあり、前期に対し若干の減産となり、当社の連結売上高は、前期比3.5%減収の9,167億円となりました。

地域別セグメントの状況は、以下のとおりです。

日本

自動車メーカーの認証問題の影響継続やサプライヤーでの災害による生産・出荷停止等により、自動車生産台数が減産となったことから、売上高は前期比2.8%減の3,516億円となりました。



北米

自動車メーカーの部品供給問題等の影響により、自動車生産台数は減産となりましたが、新規受注に加え、為替換算の影響により、売上高は前期比3.7%増の2,971億円となりました。



中国

EV化進展により現地ローカルメーカーの販売が伸び、自動車生産台数は増産となりましたが、当社売上比率の高い日本車の販売不振が継続した影響から、売上高は前期比29.2%減の583億円となりました。



アジア

インドでは経済成長に伴う需要増加が見られましたが、タイやインドネシアでの金利上昇等に伴う販売不振等により、アジア全体の自動車生産台数は減産となりました。売上高は減産の影響はありましたか、為替換算により、前期比1.4%増の1,555億円となりました。



欧州

個人消費の低迷等を背景に自動車生産台数が減産となったことや、受注車種の生産打切りの影響から、売上高は前期比27.3%減の361億円となりました。

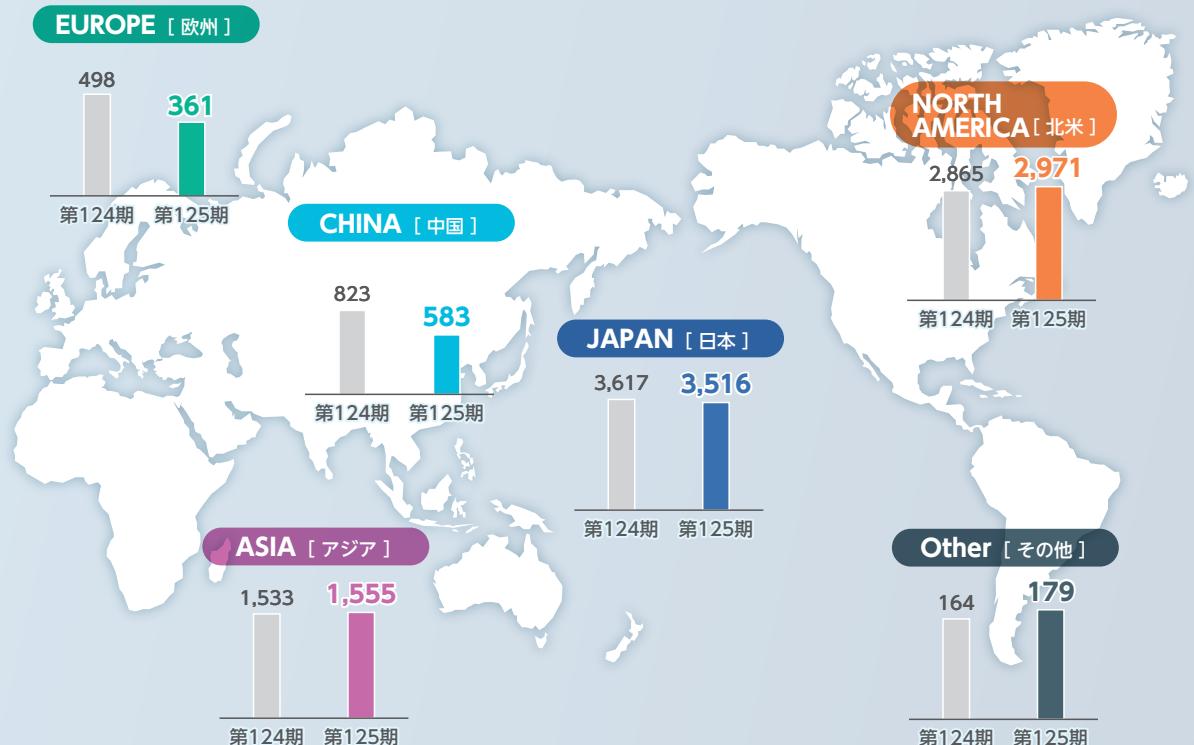


その他

需要増に伴う自動車生産台数の増加に加え、新規受注の影響等により、売上高は前期比8.8%増の179億円となりました。



ご参考 地域別売上高 (単位: 億円)



利益につきましては、生産・出荷停止の影響や、品質対応費用など一過性費用が発生したことに加え、当第4四半期より米国・セプトン社を子会社化するなど、LiDAR事業に係る投資が増加しました。こうした中、グループ一丸となった生産性改善など、合理化活動を推進しましたが、営業利益は前期比19.9%減の448億円、経常利益は同22.3%減の491億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却や受取補償金など特別利益が発生したことから、同13.1%増の462億円となりました。

事業報告

2) 設備投資の状況

当期は、自動車照明関連事業において国内外における新製品・モデルチェンジ対応設備、金型や、カーボンニュートラルに向けた設備投資など総額460億円の設備投資を行いました。

3) 資金調達の状況

海外事業への積極的な投資等に係る所要資金につきましては、自己資金及び借入金をもって充当いたしました。

4) 対処すべき課題

小糸グループは、次世代モビリティに向けた電動化・自動運転の進展など、急速な経営環境の変化に柔軟に対応、企業価値を向上させるとともに、持続可能な社会の実現に貢献することが課題であります。

これに対処すべく、「KOITO VISION～人と地球の未来を照らす～」を策定、「企業基盤の強化」「持続的な成長」「地球・社会との共生」に取り組んでいます。

「企業基盤の強化」として、グループ発展の原動力となる人材を育成、「ものづくり・人づくり」の強化・革新を目指しています。また、製品の安全・品質を保証、法令の遵守、内部統制・情報セキュリティを強化することにより、すべてのステークホルダーから信頼されるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

「持続的な成長」として、足元の業績改善を実施すべく更なる売上拡大を目指すとともに、買い方・作り方の改善、あらゆるコスト改革の断行により、利益を生む体質づくりに取り組みます。

更に、交通事故低減に寄与するADB(Adaptive Driving Beam：配光可変ヘッドライト)の普及拡大を図るとともに、自動運転社会を見据えたLiDAR・コミュニケーションランプなど魅力ある製品をいち早く市場へ投入、世界中の人々に安全・安心をお届けし、お客様の満足と信頼を獲得してまいります。

「地球・社会との共生」として、2030年度のCO₂排出量を2015年度比△50%削減、2050年度のカーボンニュートラル達成を目指し活動を強化しています。併せて、環境負荷物質の低減など、「人と地球にやさしいものづくり」を推進しています。また、一人ひとりが生き生きと働く企業を目指してまいります。

このような中、KOITO VISION達成に向けた第一歩として、2024年～2026年度までの3ヵ年を計画期間とする「第1次中期経営計画」を策定し、生産ラインの自動化投資をはじめ、成長投資・合理化の推進など、収益力の強化に取り組んでまいりました。

然しながら、世界自動車生産台数は、日本での自動車メーカーの認証問題、中国でのEV化進展に伴う日本車の販売不振、アジアでの金利上昇に伴う販売不振などにより、当社の想定を下回って推移しております。加えて、足元では米国の関税政策など不確定要素が多く、当社を取り巻く環境は、更に先行き不透明なことから、第1次中期経営計画の最終年度（2026年度）の経営目標については見直すことを検討しております。

小糸グループは、企業メッセージ「安全を光に託して」のもと、グローバルサプライヤーとして、交通社会の安全・安心に貢献してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(参考) 小糸グループのマテリアリティ

小糸グループは、事業活動を通じて注力する優先課題（マテリアリティ）を特定し、「環境」「安全・安心」「企業基盤」の視点から取り組み宣言を策定、SDGsをはじめとする社会課題の解決により、地球と共に生、そして持続可能な社会に貢献する企業を目指しております。

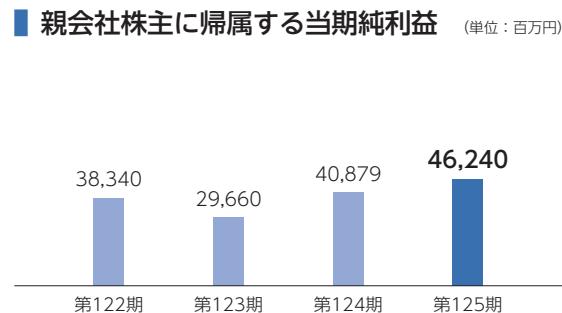
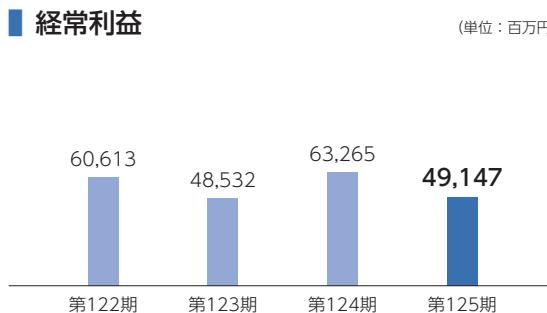
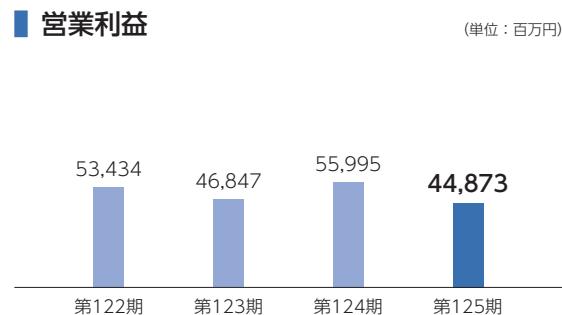
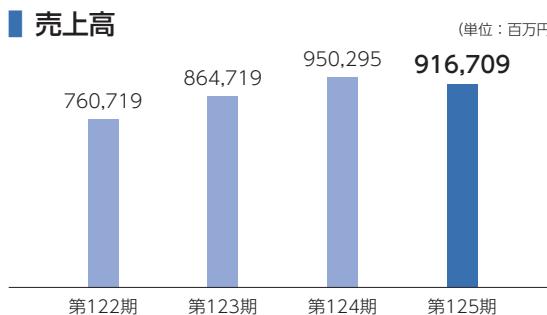
	優先課題（マテリアリティ）	関連するSDGs	取り組み宣言
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止 ・環境負荷物質・廃棄物低減 ・水資源の確保 	       	<p>・「人と地球にやさしいものづくり」をテーマに、CO₂排出量削減・環境負荷物質低減・資源循環等を推進します。</p> <p>・主力製品の更なる省電力・軽量化に努め、CO₂排出量の削減に貢献します。</p>
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故低減 ・持続可能な社会に貢献する技術開発 	    	<p>・社会に有用で安全・安心な製品・サービスを開発、提供することにより、持続可能な成長と社会的課題の解決を図ります。</p> <p>・自動運転社会を見据え、センサ（LiDAR・カメラ等）を含めた製品開発を推進します。</p>
	・製品の品質向上		<p>・安全かつ高品質な製品・サービスを開発、提供し、お客様の満足と信頼を獲得します。</p>
企業基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス ・コーポレート・ガバナンス 		<p>・健全な経営体制の構築に向け、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンス強化を推進します。</p>
	・情報セキュリティ		<p>・情報セキュリティ上のリスクに備え、情報資産の保護に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・労働安全衛生 ・働き方改革 	   	<p>・従業員一人ひとりが能力を最大限発揮し、安全・安心で生き生きと働くよう職場環境を整備します。</p>
	・人権尊重		<p>・すべての人々の人権を尊重する取り組みを推進します。</p>
	・減災体制		<p>・サプライチェーン全体での減災体制を強化します。</p>

5) 財産及び損益の状況の推移

区分／期別		第122期 (2021/4～2022/3)	第123期 (2022/4～2023/3)	第124期 (2023/4～2024/3)	第125期 (2024/4～2025/3)
売上高	百万円	760,719	864,719	950,295	916,709
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	38,340	29,660	40,879	46,240
1株当たり当期純利益	円	119.26	92.26	130.93	156.49
総資産	百万円	855,237	905,909	965,595	889,952
純資産	百万円	627,315	670,506	719,270	679,865

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、算出しております。また、自己株式数を控除して算出しております。
2. 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第122期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

<ご参考>



事業報告

6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

1) 国内

会社名	資本金(出資金)	出資比率	主要な事業内容
小糸九州株式会社	3,000百万円	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
コイト運輸株式会社	40百万円	100.0%	輸送業務
アオイテック株式会社	100百万円	98.0%	電子・電気通信精密機器の製造・販売
静岡電装株式会社	76百万円	100.0% (35.1%)	自動車照明機器の製造・販売
日星工業株式会社	51百万円	61.8% (12.4%)	各種小型電球、電気機器の製造・販売
藤枝オートライティング株式会社	100百万円	100.0% (50.0%)	自動車照明機器の製造・販売
静岡ワイヤーハーネス株式会社	100百万円	100.0% (50.0%)	自動車照明機器の製造・販売
樺原工機株式会社	50百万円	100.0% (55.0%)	樹脂成形用金型の製造・販売
静岡金型株式会社	20百万円	40.0%	樹脂成形用金型の製造・販売
コイト保険サービス株式会社	10百万円	100.0%	保険代理業
コイト電工株式会社	90百万円	100.0%	鉄道車両制御機器、道路交通信号・ 交通管制システム、鉄道車両シート等 製造・販売
ミナモト通信株式会社	40百万円	100.0%	信号・保安機器の保守管理
丘山産業株式会社	50百万円	51.0%	鉄道車両シート等の製造・販売

(注) 出資比率の（ ）は、子会社による出資比率を内数で表示しております。

2) 海外

会社名	資本金(出資金)	出資比率	主要な事業内容
北 米			
North American Lighting, Inc.	130,000千米ドル	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
North American Lighting Mexico, S.A. de C.V.	750百万メキシコペソ	90.0% (30.0%)	自動車照明機器の製造・販売
Cepton Technologies, Inc.	200,411千米ドル	95.4% (95.4%)	LiDAR関連技術の開発
南 米			
NAL do Brasil Indústria e Comércio de Componentes de Iluminação Ltda.	533,000千レアル	95.0% (11.4%)	自動車照明機器の製造・販売
欧 州			
Koito Europe Limited	65,000千英ポンド	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
Koito Czech s.r.o.	1,000百万チェコクロナ	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
中 国			
広州小糸車灯有限公司	4,000百万円	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
湖北小糸車灯有限公司	5,000百万円	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
福州小糸車灯有限公司	9,000千米ドル	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
アジア			
THAI KOITO COMPANY LIMITED	365,200千タイバーツ	61.8%	自動車照明機器の製造・販売
PT.INDONESIA KOITO	60,000千米ドル	90.0%	自動車照明機器の製造・販売
大億交通工業製造股份有限公司	762,300千台湾元	32.5%	自動車照明機器の製造・販売
INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED	4,099百万インドルピー	100.0%	自動車照明機器の製造・販売
KOITO MALAYSIA SDN.BHD.	200百万リンギット	90.0%	自動車照明機器の製造・販売

- (注) 1. 出資比率の（ ）は、子会社による出資比率を内数で表示しております。
 2. Cepton Technologies, Inc.を2025年1月に連結子会社といたしました。
 3. KPS N.A.,INC.は、清算結了したことに伴い、連結子会社から除外しております。
 4. 福州小糸大億車灯有限公司は、2024年8月に福州小糸車灯有限公司に社名を変更いたしました。
 5. 当社の連結子会社である福州小糸車灯有限公司は、2026年3月期第1四半期に解散決議、2027年3月期第1四半期に清算結了を予定し、手続きを開始することといたしました。

事業報告

② 技術提携の状況

主要な技術提携先は次のとおりであります。

1) 技術援助契約先

会　社　名	国　名
Farba Otomotiv A.S.	トルコ
Lumotech (Pty.) Ltd.	南アフリカ
AuVitronics Limited	パキスタン

2) 技術導入契約先

会　社　名	国　名
PTI Technologies Inc.	米　国

7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区　分	主　要　製　品
自動車照明関連事業	LEDヘッドライト、前照灯並びに補助灯、標識灯、ハイマウントストップランプ、ハロゲン電球、その他各種小型電球、その他灯具等
自動車照明以外・電気機器関連事業	鉄道車両電装品、道路交通信号、道路情報システム等
その他事業	航空機部品・電子部品、鉄道車両シート、環境調節装置、輸送業務、保険業務等

8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都品川区	東京営業所	東京都品川区
仙台支店	仙台市宮城野区	厚木営業所	神奈川県厚木市
北関東支店	栃木県宇都宮市	静岡営業所	静岡市清水区
東京支店	東京都品川区	名古屋営業所	愛知県豊田市
豊田支店	愛知県豊田市	大阪営業所	大阪市淀川区
大阪支店	大阪市淀川区	福岡営業所	福岡市博多区
広島支店	広島県安芸郡	静岡工場	静岡市清水区
札幌営業所	札幌市東区	榛原工場	静岡県牧之原市
仙台営業所	仙台市宮城野区	相良工場	静岡県牧之原市
北関東営業所	栃木県宇都宮市	富士川工機工場	静岡県富士市
太田営業所	群馬県太田市	小糸パーツセンター	静岡市清水区

(注)2024年4月の組織変更に伴い、札幌支店を廃止し、仙台支店（所在地：仙台市宮城野区）を新設いたしました。

② 子会社

1) 国内

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
小糸九州株式会社	佐賀県佐賀市	榛原工機株式会社	静岡県牧之原市
コイト運輸株式会社	静岡市清水区	静岡金型株式会社	静岡県藤枝市
アオイテック株式会社	浜松市中央区	コイト保険サービス株式会社	東京都品川区
静岡電装株式会社	静岡市清水区	コイト電工株式会社	静岡県駿東郡
日星工業株式会社	静岡市清水区	ミナモト通信株式会社	横浜市戸塚区
藤枝オートライティング株式会社	静岡県藤枝市	丘山産業株式会社	群馬県邑楽郡
静岡ワイヤーハーネス株式会社	静岡市清水区		

事業報告

2) 海外

名 称	所 在 地
北 米	
North American Lighting, Inc.	
本社・パリス工場	イリノイ州
フローラ工場	イリノイ州
セーラム工場	イリノイ州
アラバマ工場	アラバマ州
インディアナ金型工場	インディアナ州
技術センター	ミシガン州
North American Lighting Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ
Cepton Technologies, Inc.	米国
南 米	
NAL do Brasil Indústria e Comércio de Componentes de Iluminação Ltda.	ブラジル
	サンパウロ州
欧 州	
Koito Europe Limited	英国
	ウースターシャー州 ドロイトウィッチ市
Koito Czech s.r.o.	チェコ
	ジャーテツ市
中 国	
広州小糸車灯有限公司	中国
	広州市
湖北小糸車灯有限公司	中国
	孝感市
福州小糸車灯有限公司	中国
	福州市
アジア	
THAI KOITO COMPANY LIMITED	バンブリー工場 パチンブリ工場
	タイ
	サムットプラカン県 パチンブリ県
PT.INDONESIA KOITO	インドネシア
大億交通工業製造股份有限公司	台湾
	ウェストジャワ州 台南市
INDIA JAPAN LIGHTING PRIVATE LIMITED	チェンナイ工場 パワール工場 グジャラート工場
	インド
	タミルナドゥ州 ハリアナ州 グジャラート州
KOITO MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア
	ネグリセンビラン州

9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	7,315名	△27名
北米	7,358名	+66名
中国	1,922名	△184名
アジア	4,833名	△101名
欧州	1,263名	△300名
その他	555名	+65名
全社（共通）	86名	+6名
合計	23,332名	△475名

(注) 全社（共通）として記載されている使用人数は、本社管理部門に所属しているものであります。

10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,118百万円
株式会社静岡銀行	890百万円
株式会社清水銀行	700百万円

事業報告

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1) 発行可能株式総数

640,000,000株

2) 発行済株式の総数

307,833,172株

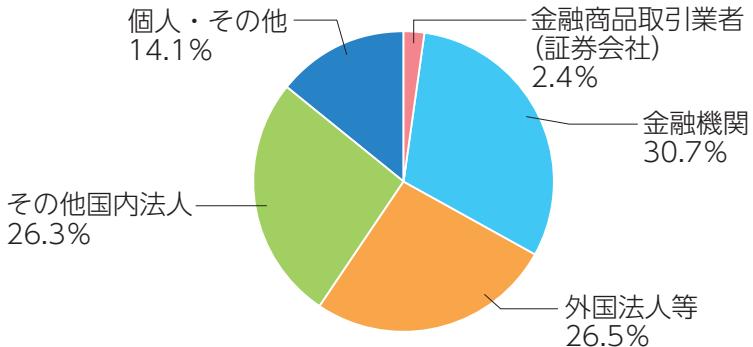
3) 株 主 数

21,405名

4) 大 株 主

〈ご参考〉

■所有者別分布状況（株式数比率）



株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	64,316	22.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	31,971	11.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,959	3.9
日本生命保険相互会社	9,688	3.4
第一生命保険株式会社	8,001	2.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,998	2.8
株式会社三井住友銀行	5,442	1.9
株式会社三菱UFJ銀行	5,154	1.8
住友生命保険相互会社	4,794	1.7
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	4,748	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式を24,086,647株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得（2024年3月28日取締役会決議）

当社は2024年3月28日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を以下の通り実施いたしました。

対象取得株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	24,127,200株
取得価額	49,999,818,900円
取得期間	2024年4月1日から2025年2月5日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

② 謹渡制限付株式としての自己株式の処分

当社は、2024年10月29日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社の子会社の従業員に対し、持株会を通じて謹渡制限付株式を付与する制度を導入し、本制度に基づき、2025年3月7日付で小糸グループ従業員持株会に対し、当社普通株式95,400株の自己株式の処分を行っております。

事業報告

3 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 嶽 昌 宏	
代表取締役社長	加 藤 充 明	
代表取締役副社長	内 山 正 巳	生産本部長、静岡工場長、航空機器事業部長、国際本部・サステナビリティ推進室・静岡総務部・物流部・安全環境部・生産管理部・電子製造部担当
代表取締役副社長	小長谷 秀 治	調達本部長、経理本部・総務部担当
専務取締役	草 川 克 之	経営企画部・コンプライアンス推進室・人事部・原価管理部担当
専務取締役	豊 田 淳	営業本部長
取締役 <small>社外 独立役員</small>	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社 特別顧問
取締役 <small>社外 独立役員</small>	櫻 井 欣 吾	公認会計士
取締役 <small>社外 独立役員</small>	五十嵐チカ	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー 弁護士
取締役 <small>社外 独立役員</small>	田 中 里 沙	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学 学長、井村屋グループ株式会社・綜合警備保障株式会社・株式会社秋田銀行 社外取締役
常勤監査役	菊 地 光 雄	
常勤監査役	榎 原 公 一	
監査役 <small>社外 独立役員</small>	木目田 裕	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー 弁護士
監査役 <small>社外 独立役員</small>	山 口 秀 巳	税理士、コイト保険サービス株式会社 監査役、東洋ドライループ株式会社 社外取締役(監査等委員)、大日精化工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役上原治也氏、取締役櫻井欣吾氏、取締役五十嵐チカ氏及び取締役田中里沙氏は、社外取締役であります。
2. 監査役木目田裕氏及び監査役山口秀巳氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山口秀巳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
4. 取締役上原治也氏、取締役櫻井欣吾氏、取締役五十嵐チカ氏、取締役田中里沙氏、監査役木目田裕氏及び監査役山口秀巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3 第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担をしております。
当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。

2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定方針について、以下のとおり取締役会にて決定しております。

取締役の報酬等については、2019年6月27日開催の第119回定時株主総会において、年額15億円以内として承認されており、2015年6月26日開催の第115回定時株主総会において、上記、取締役の報酬等の額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額2億円以内として承認されております。

取締役の報酬は、月毎に支払う固定報酬及び業績連動報酬からなる報酬制度を導入しており、その割合を含め役員報酬に関する社内基準に基づき、会社業績、株主配当水準、他社の報酬水準、従業員の給与水準といった要素に加え、取締役の経営能力、功績、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

固定報酬につきましては、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定し、役職別に上限額と下限額、役職格差、役職内年次差等を設定し、報酬額を算出しております。

業績連動報酬につきましては、各事業年度における売上高・利益等の業績評価、取締役各人の貢献度等を指標として目標・実績も含め総合的に勘案することが重要であると考え、評価、決定しております。

株式報酬型ストックオプションにつきましては、株主と企業経営者は、株価上昇のメリット、あるいは下落のリスクを共有し、企業経営の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とします。その割当数は各取締役の業務執行の状況・貢献度等を基準とし、取締役の地位を喪失した時点以降、行使できるものとしております。

報酬等を決定するに当たっての方針、及び取締役個々の報酬を決定するに当たっての方針等は、取締役会から報酬委員会に諮問することとしております。

報酬委員会の審議・決定を踏まえ、取締役個々の報酬につきましては、取締役会にて決定することとしております。

なお、社外取締役につきましては、固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。

また、取締役の個人別の報酬等の内容決定に当たっては、取締役の報酬等の決定方針に基づき、取締役会にて協議、検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等について

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。

事業報告

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第119回定時株主総会において年額15億円以内（うち、社外取締役年額5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役は14名（うち社外取締役2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で2015年6月26日開催の第115回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額2億円以内（社外取締役を除く）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は13名です。

監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第112回定時株主総会において年額1億2,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会において決定しており、取締役その他の第三者には委任しておりません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる役員の員数	報酬等の種類別の額		報酬等の総額
		固定報酬	業績運動報酬	
取 締 役	10名	521百万円	224百万円	746百万円
監 査 役	4名	108百万円	—	108百万円
合 計		629百万円	224百万円	854百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）に対する報酬等の総額は、6名 78百万円（固定報酬のみ）であります。
2. 上記のほか、社外監査役1名は、当社の子会社であるコイト保険サービス株式会社より同社の役員報酬として0百万円の支給を受けております。
3. 業績運動報酬については、会社の経営活動全般の結果を反映する経常利益を指標とし、当該指標の対前期比増減等を勘案して算定しております。当事業年度並びに前年度の経常利益は損益計算書に記載のとおりです。

3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役上原治也氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問であります。

取締役五十嵐チカ氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーであります。

当社は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業との間に法律業務を委託する取引関係がであります。

取締役田中里沙氏は、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学学長、井村屋グループ株式会社社外取締役、綜合警備保障株式会社社外取締役、株式会社秋田銀行社外取締役であります。当社は、綜合警備保障株式会社との間に警備業務を委託する取引関係がであります。

監査役木目田裕氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーであります。

当社は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業との間に法律業務を委託する取引関係がであります。

監査役山口秀巳氏はコイト保険サービス株式会社監査役、東洋ドライループ株式会社社外取締役(監査等委員)、大日精化工業株式会社社外監査役であります。コイト保険サービス株式会社は当社の子会社であり、保険代理業に係る取引関係がであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概況
社外取締役	上 原 治 也	12回中12回 (100.0%)	-	<p>企業経営に関する知識・経験に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査部門との会合により情報共有化を図るなど監督機能を担っております。</p>
	櫻 井 欣 吾	12回中12回 (100.0%)	-	<p>公認会計士としての知識・経験に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査部門との会合により情報共有化を図るなど監督機能を担っております。</p>

事業報告

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待 される役割に関して行った職務の概況
	五十嵐チカ	12回中12回 (100.0%)	—	弁護士としての知識・経験に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査部門との会合により情報共有化を図るなど監督機能を担っております。
社外取締役	田中里沙	10回中10回 (100.0%)	—	マーケティングに関する知識や学校法人学長、各省庁の委員などを務めた経験に基づく専門的な見地から積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査部門との会合により情報共有化を図るなど監督機能を担っております。
	木目田裕	12回中12回 (100.0%)	8回中8回 (100.0%)	主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。
社外監査役	山口秀巳	12回中12回 (100.0%)	8回中8回 (100.0%)	主に税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行っております。

(注) 社外取締役田中里沙氏につきましては、2024年6月27日の就任後の状況を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社が支払うべき報酬等の額	90百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	95百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記1.の金額はこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、上記1.の報酬等の額を妥当と判断したため、会社法第399条第1項の同意を行ったものです。

3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定する。
- ② 会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定する。

4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

事業報告

5 会社の支配に関する基本方針

1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきものであると考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2) 企業価値向上への取組み

当社は、企業メッセージ「安全を光に託して」のもと、自動車照明器、電気機器メーカーとしてお客様の求める新しい価値を創造、安全・安心、そして信頼できる製品・サービスの提供を通じて、自動車産業や社会の発展に貢献する企業であり続けたいと考えております。

当社グループの更なる発展・飛躍に向けた戦略は、次のとおりです。

- (i) 自動車産業の世界最適生産の拡大に対応すべく、海外における開発・生産・販売部門を更に強化するなど、グローバル5極体制（日本・米州・欧州・中国・アジア）の充実を図る。
- (ii) コネクティッド・自動運転・シェアリング・電動化などモビリティ変化への対応をはじめ、お客様・市場ニーズを先取りした先端技術の開発と迅速な商品化を図り、タイムリーに魅力ある商品を提供する。
- (iii) 高品質・安全性を追求すると共に、環境保全及びコンプライアンス強化を推進する。
- (iv) 経営資源の確保と有効活用により、収益構造・企業体質の更なる強化を図る。

この取組みを着実に実行することにより、当社グループの持つ経営資源を有効に活用すると共に、

様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。なお、この取組みは、当社グループの企業価値を継続的かつ持続的に向上させるものとして策定されていることから、1) の基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと、取締役会は判断しております。



本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、比率は<ご参考>の記載箇所を除き、表示単位未満を四捨五入しております。

計算書類等

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当年度 (2025年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2024年3月31日現在)	科目	当年度 (2025年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2024年3月31日現在)	
(資産の部)						
流動資産	546,361	582,498	(負債の部)	173,359	192,479	
現金及び預金	270,845	302,874	流動負債	100,990	103,100	
受取手形	1,103	6,382	支払手形及び買掛金	3,734	3,036	
電子記録債権	8,909	8,699	短期借入金	5,728	14,295	
売掛金	132,507	127,597	未払費用	29,924	28,613	
契約資産	2,385	1,468	未払法人税等	2,878	9,857	
有価証券	5,302	—	契約負債	3,731	3,110	
棚卸資産	95,100	95,796	賞与引当金	6,372	6,720	
その他	30,280	40,040	製品保証引当金	2,540	3,246	
貸倒引当金	△72	△360	事業整理損失引当金	842	—	
固定資産	343,590	383,096	その他の負債	16,616	20,497	
有形固定資産	209,643	206,305	固定負債	36,726	53,845	
建物及び構築物(純額)	59,240	59,416	繰延税金負債	14,183	27,879	
機械装置及び運搬具(純額)	81,038	85,024	役員退職慰労引当金	363	312	
工具、器具及び備品(純額)	19,343	20,226	製品保証引当金	2,899	3,436	
土地	20,052	19,078	退職給付に係る負債	13,312	16,253	
建設仮勘定	23,399	16,424	その他	5,967	5,963	
その他	6,568	6,136	負債合計	210,086	246,324	
無形固定資産	15,614	2,482	(純資産の部)			
のれん	9,740	—	株主資本	531,285	551,691	
その他	5,874	2,482	資本金	14,270	14,270	
投資その他の資産	118,332	174,308	資本剰余金	13,235	13,188	
投資有価証券	100,620	147,537	利益剰余金	553,720	524,380	
破産更生債権等	444	452	自己株式	△49,941	△148	
繰延税金資産	10,309	19,563	その他の包括利益累計額	95,819	120,133	
退職給付に係る資産	4,114	3,677	その他有価証券評価差額金	28,113	43,791	
その他	3,390	3,646	為替換算調整勘定	62,671	71,499	
貸倒引当金	△547	△568	退職給付に係る調整累計額	5,033	4,843	
資産合計	889,952	965,595	新株予約権	97	106	
			非支配株主持分	52,663	47,338	
			純資産合計	679,865	719,270	
			負債純資産合計	889,952	965,595	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	当年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで	前年度（ご参考） 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	916,709	950,295
売上原価	820,037	843,620
売上総利益	96,671	106,674
販売費及び一般管理費	51,798	50,679
営業利益	44,873	55,995
営業外収益	8,761	9,977
受取利息	(4,773)	(3,514)
受取配当金	(1,819)	(1,659)
為替差益	(-)	(2,473)
その他	(2,168)	(2,330)
営業外費用	4,487	2,708
支払利息	(336)	(548)
持分法による投資損失	(7)	(358)
為替差損	(996)	(-)
投資事業組合運用損	(712)	(360)
株式取得関連費用	(733)	(454)
その他	(1,701)	(987)
経常利益	49,147	63,265
特別利益	18,784	4,553
固定資産売却益	(102)	(163)
投資有価証券売却益	(4,962)	(4,192)
受取補償金	(8,624)	(-)
段階取得に係る差益	(3,869)	(-)
その他	(1,226)	(197)
特別損失	3,349	8,329
固定資産除売却損	(2,132)	(881)
投資有価証券評価損	(-)	(331)
減損損失	(262)	(681)
事業整理損失引当金繰入額	(842)	(-)
損害補償金	(68)	(5,913)
その他	(42)	(520)
税金等調整前当期純利益	64,583	59,489
法人税、住民税及び事業税	11,986	16,404
過年度法人税等	-	3,455
法人税等調整額	1,730	△5,240
法人税等合計	13,717	14,619
当期純利益	50,865	44,870
(内 訳)		
非支配株主に帰属する当期純利益	4,625	3,990
親会社株主に帰属する当期純利益	46,240	40,879

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類等

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当年度 (2025年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2024年3月31日現在)	科目	当年度 (2025年3月31日現在)	前年度(ご参考) (2024年3月31日現在)	
(資産の部)						
流動資産	180,663	228,028	流動負債	83,564	91,061	
現金及び預金	87,781	146,363	買掛金	60,320	57,280	
受取手形	—	7	未払金	4,857	9,321	
電子記録債権	6,368	6,483	未払費用	11,860	11,901	
売掛金	48,412	48,301	未払法人税等	274	5,355	
有価証券	5,302	—	契約負債	869	575	
製品	8,064	6,903	賞与引当金	3,447	3,661	
仕掛品	1,602	1,293	製品保証引当金	1,533	1,717	
原材料及び貯蔵品	14,133	11,067	その他	401	1,248	
未収入金	6,602	6,539	固定負債	10,900	17,924	
その他	2,404	1,231	繰延税金負債	—	3,487	
貸倒引当金	△10	△163	退職給付引当金	8,123	10,892	
固定資産	264,868	275,993	海外投資等損失引当金	—	229	
有形固定資産	38,510	33,161	製品保証引当金	2,465	3,003	
建物(純額)	13,080	11,888	その他	311	311	
構築物(純額)	663	694	負債合計	94,464	108,985	
機械及び装置(純額)	8,048	6,877	(純資産の部)			
車両運搬具(純額)	210	183	株主資本	323,148	351,347	
工具、器具及び備品(純額)	4,757	3,910	資本金	14,270	14,270	
土地	9,791	9,505	資本剰余金	17,107	17,107	
建設仮勘定	1,957	100	資本準備金	17,107	17,107	
無形固定資産	2,011	1,080	利益剰余金	341,710	320,116	
電話加入権	37	37	利益準備金	3,567	3,567	
その他	1,974	1,043	その他利益剰余金			
投資その他の資産	224,346	241,751	買換資産圧縮積立金	891	964	
投資有価証券	70,486	104,687	別途積立金	100,000	100,000	
関係会社株式	92,818	105,654	繰越利益剰余金	237,252	215,584	
関係会社出資金	47,687	21,118	自己株式	△49,941	△ 148	
関係会社長期貸付金	9,600	9,600	評価・換算差額等	27,821	43,582	
破産更生債権等	6	9	その他有価証券評価差額金	27,821	43,582	
繰延税金資産	3,206	—	新株予約権	97	106	
その他	647	804	純資産合計	351,066	395,036	
貸倒引当金	△ 106	△ 122	負債純資産合計	445,531	504,022	
資産合計	445,531	504,022				

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	当年度	前年度（ご参考）
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	324,038	341,254
売上原価	292,951	298,535
売上総利益	31,086	42,719
販売費及び一般管理費	24,057	24,325
営業利益	7,029	18,393
営業外収益	25,265	22,466
受取利息	(877)	(361)
有価証券利息	(254)	(206)
受取配当金	(14,689)	(9,344)
ロイヤルティー収入等	(8,755)	(9,545)
賃貸料	(205)	(203)
為替差益	(一)	(1,167)
雑収入	(484)	(1,637)
営業外費用	2,145	860
為替差損	(406)	(一)
自己株式取得費用	(157)	(254)
投資事業組合運用損	(712)	(360)
雑損失	(868)	(245)
経常利益	30,149	40,000
特別利益	13,622	4,446
固定資産売却益	(17)	(121)
投資有価証券売却益	(4,962)	(4,192)
受取補償金	(8,624)	(一)
その他	(17)	(132)
特別損失	2,029	9,966
固定資産除売却損	(1,240)	(597)
投資有価証券売却損	(一)	(0)
投資有価証券評価損	(一)	(331)
減損損失	(一)	(135)
関係会社株式評価損	(一)	(2,647)
関係会社出資金評価損	(677)	(一)
損害補償金	(一)	(5,944)
その他	(111)	(309)
税引前当期純利益	41,742	34,480
法人税、住民税及び事業税	3,171	7,254
過年度法人税等	—	3,449
法人税等調整額	76	△2,315
法人税等合計	3,248	8,388
当期純利益	38,494	26,092

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社小糸製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 米 倉 礼 二
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 濑 谷 徳 一
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 岡 田 賢 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小糸製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小糸製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社小糸製作所
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	米 倉 礼 二
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	澁 谷 徳 一
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	岡 田 賢 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小糸製作所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当該基本方針の実現に資する特別な取組みについては、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムの構築及び運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び当該基本方針の実現に資する特別な取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるアーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるアーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社小糸製作所 監査役会

常勤監査役	菊 地 光 雄	印
常勤監査役	榎 原 公 一	印
社外監査役	木目田 裕	印
社外監査役	山 口 秀 巳	印

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 | 品川プリンスホテル メインタワー24階 クリスタル24
東京都港区高輪四丁目10番30号

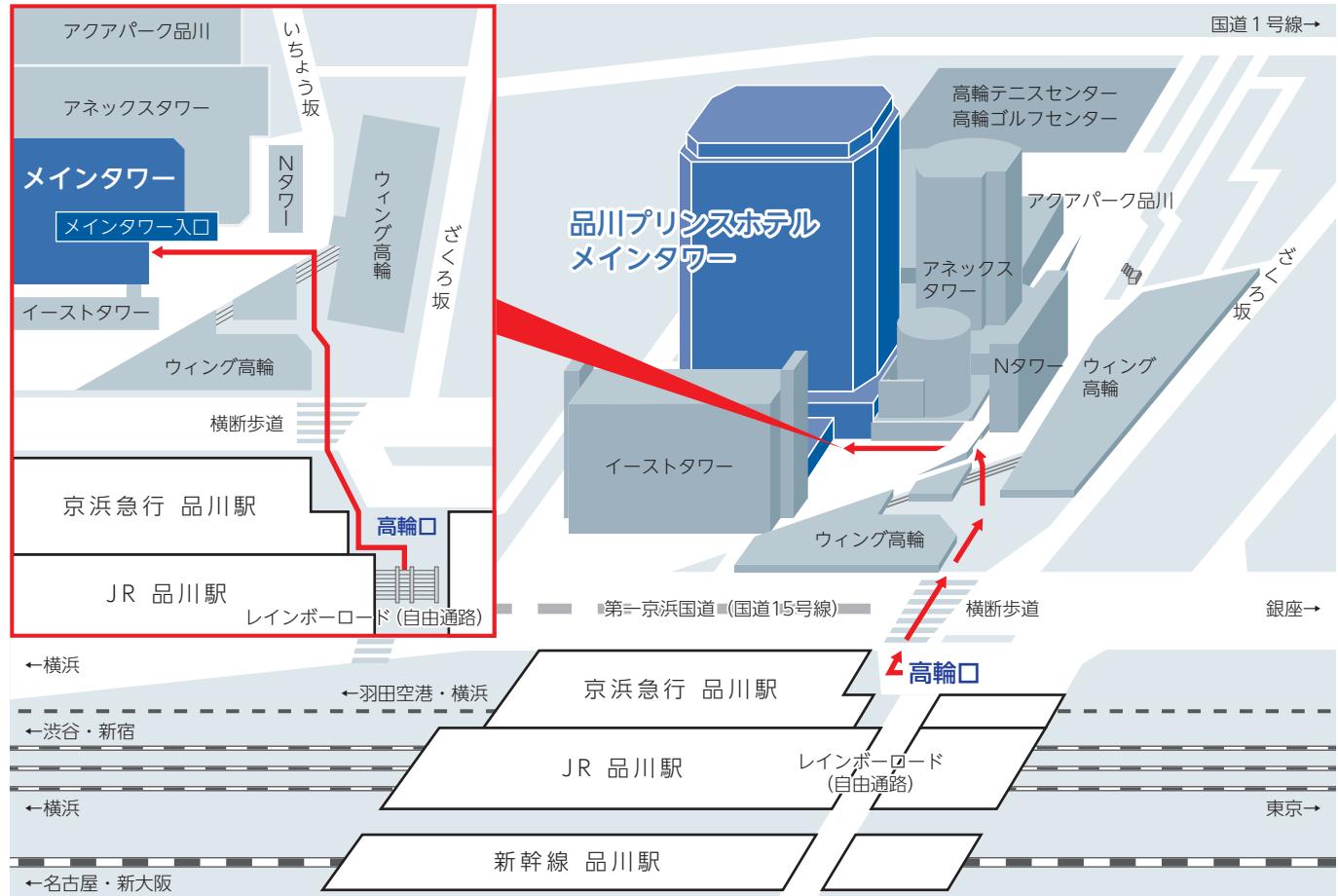
交 通 | 品川駅 (JR線・京浜急行線) 高輪口から徒歩約3分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

目的地入力は不要です!

スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。



[お願い]

※当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで24階までお越しください。
当日の受付は24階の会場受付で行います。受付開始は午前9時です。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C013080

